

石綿業務に係る健康管理手帳所持者に対する

粉じん業務に係る健康管理手帳の申請に関する案内等について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第108号）等が平成19年10月1日から施行され、石綿業務に係る健康管理手帳の交付要件について、胸部エックス線検査等で、両肺野の不整形陰影又は胸膜肥厚の画像所見が認められない者についても、別紙のとおり、石綿等を製造し、又は取り扱う業務に一定の期間従事した者については健康管理手帳の交付対象者とした。

これにあわせて、昭和47年11月29日付け基発第762号「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」を改正し、都道府県労働局長あて通知しており、この中で下記の留意事項を追加した。

健康診断の実施については下記の事項に留意し、委託医療機関に対して指導すること。

- ・ 石綿業務に係る健康管理手帳を所持する者のうち、両肺野に不整形陰影のある者が、粉じん業務に係る健康管理手帳を所持していないことを把握した場合は、じん肺管理区分決定を申請するよう案内し、じん肺管理区分が管理2又は管理3と決定された者に対しては、粉じん業務に係る健康管理手帳の申請に関する案内を行うこと。
- ・ 複数の業務に係る健康管理手帳を所持する者の健康診断については、できる限り同じ委託医療機関において同時に実施するよう配慮すること。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令
(石綿に係る健康管理手帳の交付要件の改正) の改正の要点

石綿等（石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物。）を製造し、又は取り扱う業務に従事した者について、健康管理手帳を交付する対象者として、現行において、「両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。」に該当する者とされているが、これに加え、下記ア～ウのいずれかに該当する者を追加した。

ア 石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。）に1年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにはく露した日から10年以上を経過していること。

イ 石綿等を取り扱う作業（前号の作業を除く。）に10年以上従事した経験を有していること。

ウ ア及びイに掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件に該当すること。